

第8回 銚路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	平成30年11月30日 13:30~15:00			
2. 場 所	銚路市役所本庁舎 第3委員会室			
3. 出席委員	<p>1番 志賀 忠浩委員 2番 山崎 隆史委員 3番 福西 範委員 4番 成田 俊英委員 6番 金子 靖委員 8番 佐藤 裕司委員 9番 稲場 洋二委員 10番 細川 裕委員 11番 野村 照明委員 12番 大畑 礼子委員 13番 松下 裕幸委員 14番 菊池 利治委員 15番 熊坂 隆雄委員 16番 田井 克廣委員 17番 野澤 獻委員 18番 廣瀬女公美委員 19番 佐藤 泰正委員 20番 清水 幸治委員 21番 渋野 徳昭委員</p> <p>(以上 19名)</p>			
4. 欠席委員	5番 大坂 博文委員	7番 村上 正人委員		
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹 主事 成田 昌平 農地業務担当員 吉田 理人 農地業務担当員 藤本 恵美</p> <p>(以上 6名)</p>			
6. 議事日程	会期決定について	平成30年11月30日 (1日)		
	報告第21号	現況証明願について (市街化区域)		
	議案第36号	現況証明願について		
	議案第37号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について		
	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について		
	議案第39号	河川法第33条許可申請に係る進達について		
	議案第40号	河川法第34条許可申請に係る進達について		
	議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について		
	議案第42号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について		
	議案第43号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について		

議長 野村会長	それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第8回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は19名です。議事録署名人に17番、野澤勲委員、18番、廣瀬女公美委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。 なお、会期は本日11月30日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。
事務局 大西事務局長	会務概要報告を行います。 議案書2ページをご覧下さい。
(以下 会務概要報告)	
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。
事務局 大西事務局長	報告第21号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。
	それでは、議案書の3ページにございます、報告第21号「現況証明願」について報告します。
	土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。
	今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。
	議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。
	公簿地目が畠になっております[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m ² の土地について、所有者である[REDACTED]のうち、[REDACTED]氏より現況証明願があり、11月8日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。
	次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。
	公簿地目が畠になっております[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m ² の土地について、所有者の[REDACTED]氏の遺言執行者である、弁護士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、11月12日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、11月15日、会長専決により証明書の発行を行いました。
	以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。
議長 野村会長	ただいま報告がありました報告第21号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

議案第36号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書10ページにございます、議案第36号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で6件、阿寒地区で2件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番ですが、資料は14ページと15ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

11月12日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の2番ですが、資料は14ページと16ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]のうち、[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

11月12日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の3番ですが、資料は17ページと18ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]から現況証明願がございました。

11月12日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の4番ですが、資料は17ページと19ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]氏の法定相続人の一人である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]から現況証明願がございました。

11月12日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書12ページの表の5番ですが、資料は17ページと20ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]から現況証明願がございました。

11月12日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の6番ですが、資料は17ページと21ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED]m²の土地について、所

有者の [REDACTED] 氏の代理人である、[REDACTED] から現況証明願がございました。

11月12日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の7番ですが、資料は22ページと23ページにございます。

公簿地目が牧場である、[REDACTED] の一筆、[REDACTED] m²の土地について、所有者の [REDACTED] 氏から現況証明願がございました。

11月8日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の8番ですが、資料は24ページと25ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED] 他2筆、合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者の [REDACTED] 氏から現況証明願がございました。

11月8日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、議案書13ページの表の9番ですが、資料は26ページと27ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED] の一筆、[REDACTED] m²の土地について、所有者の釧路市から現況証明願がございました。

11月16日、音別地区の農業委員6名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の公衆用道路であると確認致しました。

以上、9件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

委員

浅野委員

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番から6番までの現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員から報告をお願いします。

議案第36号現況証明願について、調査報告いたします。

現地調査は、いずれも平成30年11月12日、釧路地区委員3名と事務局職員2名で実施いたしました。

1番の所在地は、[REDACTED] 面積 [REDACTED] で公簿地目が畑となっており、所有者及び申請者は [REDACTED] 氏です。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

2番の所在地は、[REDACTED] 他1筆で面積は合計 [REDACTED] m²で 公簿地目は2筆とも牧場となっております。所有者は [REDACTED] で、申請者は [REDACTED] 氏です。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は2筆とも原野であることを確認いたしました。

続きまして、3番、4番、5番、6番の4件は、申請者はいずれも [REDACTED] でございますので、この4件については申請者を省略します。

3番の所在地は、[REDACTED] で面積は [REDACTED] m²で公簿地目は牧場となっており、所有者は [REDACTED] 氏です。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認

いたしました。

4番の所在地は、[REDACTED]で面積は[REDACTED]m²で公簿地目は畑となっており、所有者は[REDACTED]氏です。

申請者は法定相続人のひとり、[REDACTED]氏の代理人となっています。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認いたしました。

5番の所在地は、[REDACTED]で面積は[REDACTED]m²で公簿地目は牧場となっており、所有者は[REDACTED]氏です。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

6番の所在地は、[REDACTED]で面積は[REDACTED]m²で公簿地目は牧場となっており、所有者は[REDACTED]氏です。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

野村会長

委員

松下委員

浅野委員、ありがとうございました。

次に、7番と8番の現地調査結果について、調査委員長の松下裕幸委員から報告をお願いします。

議案第36号「現況証明願」のうち7番と8番について調査報告致します。

現況証明願の7番は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、公簿地目が牧場、農振白地である[REDACTED]m²の土地であります。平成30年11月8日、阿寒地区農業委員5名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認致しました。

次に、現況証明願の8番は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、公簿地目が畑、農振白地である[REDACTED]m²の土地と、[REDACTED]、公簿地目が「畑」、農振農用地区域である[REDACTED]m²の土地と、[REDACTED]、公簿地目が「畑」、農振白地である[REDACTED]m²の土地であります。平成30年11月8日、阿寒地区農業委員5名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認致しました。

また、[REDACTED]は、農振農用地区域であります。現地は農地採草放牧地以外で、農用地として利用されていないと確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

委員

田井委員

松下委員、ありがとうございました。

次に、9番の現地調査結果について、調査委員長の田井克廣委員から報告をお願いします。

議案第36号「現況証明願」の9番について調査報告いたします。

所在地は、[REDACTED]（面積[REDACTED]m²）で、公簿地目が畑となっており、所有者、申請者ともに釧路市長、蝦名大也より現況証明願の提出がありました。

調査日は平成30年11月16日、音別地区委員6名と事務局職員2名で現地調査

を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は公衆用道路であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

野村会長

田井委員、ありがとうございました。

それでは、議案第36号「現況証明願」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第36号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第36号「現況証明願」は、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書の28ページにございます、議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について説明します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で4件の通知がございました。

議案書29ページの表の1番ですが、資料は32ページと33ページにございます。

■ 氏が所有する、■、他4筆、合計 ■ m² の農用地について、借主であります ■ 氏との間で、平成30年11月9日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番ですが、資料は32ページ、34ページ、35ページにございます。

■ 氏が所有する、■、他21筆、合計 ■ m² の農用地について、借主であります ■ 氏との間で、平成30年11月9日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、議案書30ページの表の3番ですが、資料は36ページから43ページにございます。

■ 氏が所有する、■、他9筆、合計 ■ m² の農用地について、借主であります ■ 氏との間で、平成30年11月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の4番ですが、資料は44ページと45ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、借主であります [REDACTED] 氏との間で、平成30年11月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の5番ですが、資料は44ページと46ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、借主であります [REDACTED] 氏との間で、平成30年11月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の6番ですが、資料は44ページ、47ページ、48ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED] m² の農用地について、借主であります [REDACTED] 氏との間で、平成30年11月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、議案書31ページの表の7番ですが、資料は44ページ、49ページ、50ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、借主であります [REDACTED] 氏との間で、平成30年11月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の8番ですが、資料は44ページ、50ページから53ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、借主であります [REDACTED] 氏との間で、平成30年11月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

いずれの件も合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、8件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま説明がありました、議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書54ページにございます、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で4件、音別地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書55ページの表の1番ですが、資料が59ページから63ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他26筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に、使用貸借を行うものです。

次に、議案書56ページの表の2番ですが、資料が64ページと65ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] に [REDACTED] 円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番ですが、資料が66ページから74ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他27筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に使用貸借を行うものです。

次に、議案書57ページの表の4番は、資料が75ページと76ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものであります。

次に、表の5番は、資料が75ページと77ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものであります。

次に、表の6番は、資料が78ページと79ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED] の一筆、[REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] に、年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものであります。

次に、議案書58ページの表の7番ですが、資料が80ページから86ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他25筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] に使用貸借を行うものです。

以上、7件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の浅野徳昭委員から報告をお願いします。

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について、1番の報告を致します。

1番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] 他26筆、合計 [REDACTED] m²の農地について、[REDACTED] 氏に使用貸借を行うものです。

議長
野村会長

委員
浅野委員

これらの件について、平成30年11月12日、釧路地区農業委員3名及び事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

淺野委員、ありがとうございました。

次に、2番から5番までについて、調査委員長の松下裕幸委員から報告をお願いします。

委員

松下委員

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」の内、2番から5番までについて調査報告を致します。

2番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m²の農地について、[REDACTED]に総額 [REDACTED] 円で売買による所有権の移転を行うものです。

次に、3番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m²の農地について、[REDACTED]氏に使用貸借を行うものです。

次に、4番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]他4筆、合計 [REDACTED] m²の農地について、[REDACTED]氏に賃貸借を行うものです。

次に、5番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]他4筆、合計 [REDACTED] m²の農地について、[REDACTED]氏に賃貸借を行うものです。

これらの件について、平成30年11月8日、阿寒地区農業委員5名及び事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

松下委員、ありがとうございました。

次に、6番と7番について、調査委員長の田井克廣委員から報告をお願いします。

委員

田井委員

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」の番号6番および7番について調査報告をいたします。

6番は、平成30年11月16日、音別地区農業委員5名及び事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

[REDACTED]氏の所有地を、[REDACTED]が賃貸借により借り受けするもので、借主の[REDACTED]は農地所有適格法人ではありませんが、音別地区の公共牧場の管理運営、農作業受委託などを行っており、継続的かつ安定的に農業経営を行える状況であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

次に7番ですが、調査日及び事務局は先程と同じですが、音別地区農業委員は6名となります。

申請の内容は、[REDACTED]氏の所有地を、[REDACTED]が賃貸借により借り受けす

るもので、借主の[]は農地所有適格法人であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
野村会長

田井委員、ありがとうございました。

それでは、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、2番につきましては、[]の関係でありますので、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。

なお、6番につきましては、大坂博文委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりますが、本日欠席されておりますので、そのまま議事を進めさせていただきます。

従いまして、まず1番及び3番から7番までを審議した後に、2番を審議することと致します。

それでは、1番及び3番から7番までを一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番及び3番から7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番及び3番から7番については原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議致しますので、大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

それでは、2番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長
野村会長

(挙手)

賛成多数と認め、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さん入室して下さい。

(大畠委員、佐藤泰正委員、淺野委員入室)

議長
野村会長
事務局
大西事務局長

2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第39号、「河川法第33条許可申請に係る進達」について審議致します。事務局より説明してください。

それでは、議案書87ページにございます、議案第39号「河川法第33条許可申請に係る進達」について説明致します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります。その許可を地位承継する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、釧路地区で1件の許可申請がございました。

議案書88ページの表の1番ですが、資料が89ページと90ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、面積 [REDACTED] m²について、[REDACTED] 氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED] 氏に地位承継するものです。

以上、1件の「河川法第33条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました議案第39号「河川法第33条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第39号「河川法第33条許可申請に係る進達」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長
野村会長

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第39号「河川法第33条許可申請に係る進達」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第40号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書91ページにございます、議案第40号「河川法第34条許可申請に係る進達」について説明します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、音別地区で1件の許可申請がございました。

議案書92ページの表の1番ですが、資料は議案書93ページから95ページにございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地、[REDACTED]、面積[REDACTED]m²及び、[REDACTED]、[REDACTED]m²について[REDACTED]氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED]に譲渡するものです。

以上の1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました議案第40号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致しますが、本件は大坂博文委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりますが、本日欠席されておりますので、そのまま議事を進めさせていただきます。

それでは、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第40号「河川法第34条許可申請に係る進達」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第40号「河川法第34条許可申請に係る進達」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書の96ページにございます、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書 9 ページの表の 1 番ですが、資料は 9 9 ページと 1 0 0 ページにございます。[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] 、他 4 筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の 2 番ですが、資料は 9 9 ページ、1 0 1 ページ、1 0 2 ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] 、他 2 1 筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書 9 8 ページの表の 3 番ですが、資料は 1 0 3 ページから 1 1 0 ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] 、他 9 筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は 1 0 年間で賃貸借を行うものです。

以上、3 件の「農用地利用集積計画」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
質問、意見を求める。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第 4 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第 4 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。

次に、議案第 4 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の 1 1 1 ページにございます、議案第 4 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」について説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により、市町村は農用地利用配分計画の案を作成する際に、農業委員会の意見を聞くことになっております。

議案書 1 1 2 ページの表の 1 番ですが、資料は 1 1 3 ページ、1 1 4 ページにございます。

[REDACTED] が中間管理権を有する、[REDACTED] 、他 5 筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] 氏が有していた利用権を、[REDACTED] 氏に変更するものです。

	以上、1件の農用地利用配分計画（案）について、ご審議を頂きたく、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	それでは、ただいま説明のありました「農用地利用配分計画（案）」について審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので採決致します。
	議案第42号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第42号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」については、原案のとおり決定致します。
	次に、議案第43号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
	事務局より説明して下さい。
事務局 大西事務局長	議案書115ページにございます、議案第43号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。
	農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。
	今回1件の報告がございました。
	議案書116ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、[REDACTED]で、平成30年3月決算の報告となります。
	なお、本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。
	以上、1件の「農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第43号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、本件は、[REDACTED]の関係であり、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたりますので、退室をお願い致します。

(大畠委員、佐藤泰正委員、淺野委員退室)

議長

野村会長

それでは、質問、意見を求めます。
暫時休憩します。

(休憩)

議長

野村会長

再開します。
質問がないようですので、採決致します。

議案第43号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第43号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さん入室して下さい。

(大畠委員、佐藤泰正委員、淺野委員入室)

議長

野村会長

議案第43号は、原案のとおり決定致しました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年11月30日

議長

野村 勲

署名委員

野 深 勤、

署名委員

大畠 泰正

